

○防衛省令第十五号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第百十一条の三の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

防衛大臣 中谷 元

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

(検査の種類)

第八十八条の二の二 法第百十一条の三の規定による防衛大臣の検査は、次の各号に掲げる検査とし、その検査の内容は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 基本設計検査 装備移転船舶（法第百九条第一項に規定する装備移転船舶をいう。以下この条及び次条において同じ。）の基本設計が法第百十一条の二に規定する技術上の基準（以下この条において「技術上の基準」という。）に適合しているかどうかの検査
- 二 船舶検査 装備移転船舶の材料及び部品、製造工程並びに完成品が技術上の基準に適合しているかどうかの検査
- 三 臨時航行検査 第八十八条の二の六第二項に規定する船舶検査合格証の交付を受けていない装備移転船舶を臨時に航行の用に供するときに、当該装備移転船舶が当該航行に必要な事項を満たしているかどうかの検査

(検査対象装備移転船舶の指定)

第八十八条の二の三 前条各号に掲げる検査を受けようとする者は、これらの検査の対象となる装備移転船舶（以下「検査対象装備移転船舶」という。）について、防衛大臣の指定を受けるものとする。

2 前項の指定を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定申請書（別記様式第十三）に、基本設計検査において提出することを予定する図書の目録を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

3 同一の基本設計により製造する複数の検査対象装備移転船舶について第一項の指定を受けようとするときは、検査対象装備移転船舶指定申請書に指定を受けようとする検査対象装備移転船舶の隻数を記載することにより、前項の申請について一括して行うことができる。

4 防衛大臣は、前二項の申請に基づいて指定したときは、当該申請を

改正前

「条を加える。」

「条を加える。」

した者に対し、基本設計検査において提出を求める図書の目録（次条第一項において「基本設計図書目録」という。）を添えて、検査対象装備移転船舶指定通知書（別記様式第十四）によりその旨及び指定した検査対象装備移転船舶の指定記号を通知するものとする。

5 検査対象装備移転船舶の指定について通知を受けた者は、当該検査対象装備移転船舶の装備移転を行わなくなったときは、当該指定の解除を受けるものとする。

6 前項の指定の解除を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定解除申請書（別記様式第十五）に、当該検査対象装備移転船舶の装備移転を行わなくなったことを証する書類を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

7 防衛大臣は、前項の申請に基づいて指定を解除したときは、当該指定の解除の申請をした者に対し、検査対象装備移転船舶指定解除通知書（別記様式第十六）によりその旨を通知するものとする。

（基本設計検査）

第八十八条の二の四 基本設計検査を受けようとする者は、基本設計検査申請書（別記様式第十七）に、基本設計図書目録に記載された図書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

2 同一の基本設計により製造する複数の検査対象装備移転船舶について前項の基本設計検査を受けようとするときは、基本設計検査申請書に基本設計検査を受けようとする検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を記載することにより、前項の申請について一括して行うことができる。

3 防衛大臣は、前二項の申請に係る検査対象装備移転船舶の基本設計が基本設計検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査合格証（別記様式第十八）を交付するものとする。

4 防衛大臣は、基本設計検査のため必要があると認める場合は、第一項に規定する図書のほか必要な書類の提出を求めることができる。

「条を加える。」

第八十八条の二の五 基本設計検査合格証の交付を受けた者が、当該合格証の交付を受けた検査対象装備移転船舶の基本設計を変更しようとするときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、基本設計変更申請書（別記様式第十九）に当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

3 同一の基本設計により製造する複数の検査対象装備移転船舶の基本設計について同一の変更の承認を受けようとするときは、基本設計変更申請書に変更の承認を受けようとする検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を記載することにより、前項の申請について一括して行うことができる。

4 防衛大臣は、前二項の申請に係る検査対象装備移転船舶の基本設計が基本設計検査に合格するものと認め、当該変更を承認したときは、当該申請をした者に対し、新たに基本設計検査合格証を交付するものとする。

5 前項の交付を受けた者は、変更前の基本設計について交付された基本設計検査合格証を防衛大臣に返納しなければならない。

（船舶検査）

第八十八条の二の六 船舶検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、船舶検査申請書（別記様式第二十）に検査対象装備移転船舶の製造に関する仕様書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

2 防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、船舶検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、船舶検査合格証（別記様式第二十一）を交付するものとする。

3 防衛大臣は、船舶検査のため必要があると認める場合は、第一項に規定する検査対象装備移転船舶の製造に関する仕様書のほか必要な書類の提出を求めることができる。

「条を加える。」

「条を加える。」

4 防衛大臣は、第二項の規定により船舶検査合格証を交付したときは、当該船舶検査合格証に係る検査対象装備移転船舶について第八十八条の二の三第四項の指定を解除するものとする。

(臨時航行検査)

第八十八条の二の七 臨時航行検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、臨時航行検査申請書(別記様式第二十二)により防衛大臣に申請をしなければならない。

2 防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、臨時航行許可証(別記様式第二十三)を交付するものとする。

「条を加える。」

「様式を加える。」

別記様式第 13 (第 8 8 条の 2 の 3 関係)

年 月 日

検査対象装備移転船舶指定申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定を受けたいので、自衛隊法施行規則第 8 8 条の 2 の 3 第 2 項 (及び第 3 項) の規定により申請します。

記

建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
指定を受けようとする船舶の隻数 (自衛隊法施行規則第 8 8 条の 2 の 3 第 3 項による申請の場合に限る。)		

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
- 2 「自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号」については、複数の同種の船舶を建造している場合は、最も新しい船舶に係る内容を記載する。

「様式を加える。」

別記様式第14（第83条の2の3関係）

番号
年月日

検査対象装備移転船舶指定通知書

（申請者） 殿

防衛大臣

年 月 日付で申請のあった船舶に関し、下記のとおり検査対象装備移転船舶に指定したので、自衛隊法施行規則第88条の2の3第4項の規定により通知します。

記

指定記号**		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 *複数の船舶について一括して指定した場合は、当該複数の船舶それぞれ指定記号を全て列記する。

「様式を加える。」

引続き様式第 15 (第 8 条の 2 の 3 関係)

年 月 日

検査対象装備移転船舶指定解除申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定の解除を受けたいので、自衛隊法施行規則第 8 条の 2 の 3 第 6 項の規定により申請します。

記

指定記号		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

「様式を加える。」

別記様式第16（第83条の2の3関係）

番号
年月日

検査対象装備移転船舶指定解除通知書

（申請者） 殿

防衛大臣

年 月 日付で申請のあった検査対象装備移転船舶に関し、下記のとおり指定を解除したので、自衛隊法施行規則第88条の2の3第7項の規定により通知します。

記

指定記号	建造する造船事業者の名称及び住所	
	名称	住所
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	名称	
	住所	
	名称	
	住所	
	認証年月日	
	認証番号	

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

引記様式第17 (第8条の2の4関係)

年 月 日

基本設計検査申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第88条の2の4第1項 (及び第2項) の規定により申請します。

記

指定記号 [※]		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
自衛隊向けの同種の船舶の基本設計との相違点の有無		

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 ※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれその指定記号を全て列記すること。

「様式を加える。」

別記様式第 18 (第 8 条の 2 の 4 関係)

基本設計検査合格証

指定記号：

上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、自衛隊法施行規則第 8 条の 2 の 2 第 1 号の基本設計検査に合格したことを証する。

年 月 日

防衛大臣

「様式を加える。」

別記様式第 19 (第 8 条の 2 の 5 関係)

年 月 日

基本設計変更申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計を変更したいので、自衛隊法施行規則第 8 条の 2 の
5 第 2 項 (及び第 3 項) の規定により申請します。

記

指定記号*	名称及び住所		住所
装備移転先国の名称			
自衛隊向けの同種の船舶の建造 契約書に記載されている認証年 月日及び認証番号	認証年月日		
	認証番号		

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
- 2 ※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を全て列記すること。

「様式を加える。」

引継様式第2.0 (第8.8条の2の6関係)

年 月 日

船舶検査申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、船舶検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第8.8条の2の6
第1項の規定により申請します。

記

指定記号	
外国政府等への納期	
船舶検査実施希望日	
自衛隊向けの同種の船舶の建造 契約書に記載されている認証年 月日及び認証番号	認証年月日 認証番号
船舶検査実施場所	会社工場名 住所 責任者所属 責任者氏名 電話番号 工場コード

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第 21 (第 8 条の 2 の 6 関係)

船舶検査合格証

指定記号：

上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、自衛隊法施行規則第 8 条の 2 の 2 第 2 号の船舶検査に合格したことを証する。

年 月 日

防衛大臣

「様式を加える。」

引継様式第 22 (第 8 条の 2 の 7 関係)

年 月 日

臨時航行検査申請書

防衛大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転艦船について、臨時航行検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第 8 条の 2 の 7 第 1 項の規定により申請します。

記

指定記号	
臨時航行検査実施希望日	
臨時航行検査実施場所	会社工場名
	住所
	責任者所属
	責任者氏名
	電話番号
	工場コード
臨時航行実施者、期間、航路及び理由	臨時航行実施者
	期間
	航路
	理由

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

「様式を加える。」

別記様式第 23 (第 8 条の 2 の 7 関係)

臨時航行許可証

指定記号	
臨時航行実施者	
期間	
航路	
航行上の条件	

自衛隊法施行規則第 8 条の 2 の 7 第 2 項の規定により交付する。

年 月 日

防衛大臣

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。